

令和 5 年度男性の家事・育児推進事業委託業務公募要領

1 趣旨

本公募要領は、令和 5 年度男性の家事・育児推進事業業務を事業者に委託するに当たり、事業者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 事業実施予定期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

3 委託業務の内容及び契約限度額等

別紙 2 「令和 5 年度男性の家事・育児推進事業委託業務仕様書」のとおり。

4 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成 11 年香川県告示第 787 号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 香川県会計規則(昭和 39 年香川県規則第 19 号)第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されており、A 級に格付けされている者

5 事務を担当する部署

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 担当：笠井
〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号(香川県庁本館 17 階)
T E L : 087-832-3288
F A X : 087-806-0207
e-mail : kosodate@pref.kagawa.lg.jp

6 応募方法

- (1) 受付期間 令和5年4月27日(木)～令和5年5月10日(水)
(土・日曜日、祝祭日を除く。)
- (2) 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
- (3) 応募方法 上記5まで、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便その他これに準じる方法によること。期間内必着)
- (4) 提出書類 応募意思表明書(様式1)、応募概要書(様式2)、応募資格に関する確認書(様式3)、応募者紹介に関する書類(様式任意)を提出すること。
また、応募意思表明書を提出後に提案を辞退する場合には、辞退届(様式5)を速やかに提出すること。

7 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

8 質問の受付

提案に参加するに当たって、質問事項がある場合は、以下のとおり行うこと。

- (1) 受付期間 令和5年4月27日(木)～令和5年5月10日(水)
(土・日曜日、祝祭日を除く。)
- (2) 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
- (3) 提出方法 質問書(様式4)を使用して、上記5まで直接持参するか、FAX又は電子メールで提出すること。
- (4) 回答方法 令和5年5月12日(金)までに、参加者全員に回答を電子メール等で送付する。

9 企画提案書の作成等

(1) 企画提案内容

次の内容について、具体的に記載すること。

要件項目	基本的要件
ア 委託業務の実施方法	① 委託業務に対する基本姿勢、コンセプトの明確な提示 ② 業務実施体制(人数、プロフィール等)の提示 ③ 全体的な作業スケジュール、実施方法の明確な提示
イ 講座開催に関する要件	④ 効果的な事業プログラムの具体的な内容の提示 ⑤ 各講座の具体的な内容及び実施計画の提示 ⑥ 子育て支援施設等との連携、相乗効果をもたらす工夫の提案 ⑦ 独自性のある企画の提案 ⑧ 参加者募集の態様

ウ 個人情報の取扱い	⑨ 本業務により得た個人情報の取扱いの方針（契約満了後も含む）
エ 費用に関すること	⑩ 本委託業務の実施に係る費用とその内訳の提示
オ その他	⑪ その他必要と思われること

(2) 作成に当たっての留意事項

- ・ A 4 版・長辺とじを基本とする。
図面等で縮小が困難なものについては、A 3 サイズを A 4 サイズに折ること。
- ・ 上記（1）の項目毎に、項番（ア-①、ア-②・・・イ-④、・・・）を付して作成すること。
- ・ 企画提案書には、事業者名・所在地等事業者の特定につながる内容は記載しないこと。
- ・ 別途設置する令和 5 年度男性の家事・育児推進事業委託業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が具体的なイメージを掴むことができるよう、可能な限り具体的に記載すること。

(3) 提出部数

企画提案書：7 部（うち 6 部は社名を記載しないこと）

(4) 提出方法 上記 5 まで持参または郵送

(5) 提出期限 令和 5 年 5 月 19 日（金）

※事前に企画提案書提出の日時を電話連絡すること。

10 プレゼンテーション

次によりプレゼンテーションを実施し、委員会において審査を行う。

委員会の各委員が「12 審査基準」により採点を行う。結果を合計したものを当該応募者の得点とし、「13 下限の点数」以上の得点の者の内、最も高い得点の者を委託契約締結の交渉先として選定するが、これによりがたい場合は委員の合議により選定する。

選定結果については、書面にて通知する。

(1) 日 時 書類審査の結果通知にて連絡する。

(2) 場 所 同上

(3) 実施方法 企画提案書に基づき説明することとし、機材等の使用は認めない。

1 事業者当たりの持ち時間は 15 分とし、説明終了後に委員が質問を行う。

11 留意事項

(1) 応募書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。ただし、業務の一部について、予め県が認めた場合はこの限りではない。

(3) プレゼンテーションにおいて下限の点数以上の得点の者の内、最も高い得点の者と本委託業務の契約締結交渉を行うが、その者が、契約締結時まで上に上記 4 に定める資格条件に該当しなくなった場合や、事故等の特別な理由から契約締結が不可能となった場合には、その者を失格とし、次点の者（下限の点数以上の得点の者に限る）と契約締結の交渉を行う。

(4) 企画提案書作成等に係る一切の費用は応募者の負担とする。

(5) 応募書類は返還しない。

12 審査基準

要件項目	評価事項	加点の上限
1 委託業務の実施方法	事業実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。	10
	事業全般に係るスケジュールが具体的に提示されており、進行管理が明確で実現可能な内容であるか。	10
2 家事・育児実践講座業務	講座の内容、講師及び講座時間の設定が効果的なものとなっているか。	20
	実施スケジュールが具体的に提示されており、進行管理が明確で実現可能な内容であるか。	5
	講座の時期、会場の選定及び参加者募集の方法が適切であり、工夫等が提案されているか。	10
3 講演会の開催業務	講座の内容、講師及び講座時間の設定が効果的なものとなっているか。	20
	実施スケジュールが具体的に提示されており、進行管理が明確で実現可能な内容であるか。	5
	開催時期、会場の選定及び参加者募集の方法が適切であり、工夫等が提案されているか。	10
4 事業経費	提示内容に対して、妥当な経費が見積もられているか。	10
計		100
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護（個人情報の保護に関する法律、香川県個人情報保護条例）に対する理解が充分備わっているか。 本事業における個人情報の取扱いが適切であるか。 	確保されなければ失格

13 下限の点数

下限の点数として、300点を設定する。この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。